



## 事務職員、栄養職員 36 協定の締結に向けて

職場の全ての人に重要な取り組み

### 労働条件は「対等な労使関係での交渉」で決める

市教委は、2 月末の校長会で、事務職員・栄養職員についての 36 協定締結に向けての方針を示し、具体的な取り組みに打ち手は今後通知するとしています。

なぜ、今 36 協定なのか、事務・栄養職員以外の教職員にとってどんな意味かがるのか、改めて同じ職場の職員として、その重要性を学ぶことが求められています。

#### 人間らしい生活の根幹＝8 時間労働制を守る仕組み

労働条件の最低基準は「労働基準法」に定められています。その中で「一日について 8 時間以上働かせるはならない」(第 32 条の②)と明確に述べ、違反した者には 6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金を課しています。

明治、大正期など世界の先進国でも非人間的な労働の在り方、長時間労働の問題が取り上げられ、長い労働者の戦いの結果、人間らしい生活を守るために 8 時間労働制が制定されてきたことが反映しています。

#### 36 協定は、ペナルティーを負って、労働時間の責任を免れようとするもの

一方で労働基準法では、第 36 条で①労働者代表と協定を結ぶこと、②時間外労働に割増手当を支給するとして、使用者がペナルティーを負うことで、8 時間労働の責任を免れることができる内容となっています。

しかしこの 36 条の規定は極めて問題が多く、かつては時間外労働の上限が定められず、会社言いなりの組合が月 200 時間の上限を認めるような協定(現在は月上限原則 45 時間)も結ばれ、先進国では考えられない「過労死社会」となっていました。

#### 相次ぐ過労死事件、粘り強い裁判、労働運動で上限規制厳格化

相次ぐ過労死、過労自殺事件や遺族をはじめとした粘り強い裁判、労働運動の取り組みによって、2019 年からやっと、原則月 45 時間、年間 360 時間の罰則付きの上限規制が課されるようになりました。

一方で、公立学校教員に関しては、もともと時間外勤務については「給特法」を根拠に、限定四項目以外は時間外勤務を命じない建前から、時間外手当も支給されてきませんでした。

2019 年からの時間外勤務の上限規制でも、公立学校教員には努力義務として、罰則が科せられてないため、上限適用後も、以前上限越えの職員、中には過労死ライン越えの職員も根絶されていません。

#### 事務職員、栄養職員は給特法適用外、36 協定締結が必要

教員に対して、事務職員・栄養職員は、給特法は適用されず、時間外手当を支給して、時間外勤務を命ずることが可能になっています。

しかし、法令の解釈の混乱から、時間外勤務の前提である 36 協定は必要ないとして長い間、36 協定を結ぶことなく、時間外勤務、時間外手当の支給が行われてきました。

2019 年からの働き方改革にかかわる労働関係法の改正で、時間外勤務の上限が厳格化される中で改めて、

全教（全日本教職員組合）の枚方教職員組合のニュースです 枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう

事務・栄養職員についても 36 協定の未締結が問題とされていることが今回の背景にあります。

#### 事務・栄養職員だけの問題でなく 団体として交渉することが重要

36 協定締結は事務・栄養職員だけの問題にしてはなりません。

労働者は雇われ待遇を左右されるため、労働者 1 人だけでは使用者側との「対等な関係での交渉」は不可能です。そのため労働基準法でも、36 協定締結に当たっては、職場の過半数を超える組合の代表もしくは職場の中から選ばれた代表が交渉するものとしています。

使用者側(管理職、市教委)から交渉・締結相手を指名したりすることも禁じられています。あくまで労働者の利益を代表できる職場の代表として交渉して、協定を締結することができます。

#### 勤務条件は労使の交渉で決めるのが大前提

また、36 協定は事務・栄養職員対象ではありますが、労働法制の本来の在り方である、労働条件を対等な労使関係で交渉して決定していく。本来の在り方をもっと職場の中で広めて確立させていくことが必要と言えます。

公務員で基本的な労働条件、制度は条例や規則で定められますが、昼休憩や休暇の取り方、時間外の勤務への対応など、明記されていないあいまいな点についての運用に関しては、労働法制の本来の在り方である、「労使の対等な関係による交渉」で決定することが重要です。

今後さらに具体的な内容についても、情報を提供していきます。職場の教職員が力を合わせて、働きやすい職場にできるように声を上げていきましょう。

## 府の万博学校無料招待、意向調査で学校の判断尊重を

府教委は市町村教委に対して 2 月 13 日に通知を発送し、2 月 26 日に 2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業について学校単位での参加にかかる情報提供を行いました。

今回の説明会では、4 月から 5 月末にかけて行われる無料招待に関する意向調査に向けて、府教委が市町村教委に準備を呼びかけている状況です。

しかし、「参加しない」という選択肢は示されておらず、参加の押しつけにつながる恐れがあります。

教育課程の編成権は学校にあります。学校行事としての万博への参加、および関連する「万博教育プログラム」の実施等は各学校が判断するものであり、こうした押しつけはあってはなりません。

■「夏場に観光バス駐車場から会場ゲートまで子どもたちを 30 分歩かせる(リングの外なので日陰無し)」

■「パビリオンは博覧会協会が割り当てるため、各学校が予約する形になっていないので、何を見ることのできるのかわからない」

■「参加用に確保できる観光バスは 1 日 3000 台を想定、距離の遠い小1・2を優先して割り当て(他は電車利用?)」

■「昼食場所の定員は 2000 人で、小学生から優先割り当てなど、現実的ではない計画が並んでいます。

市教委は、大教組が府教委に交渉の中で確認した事項を尊重した対応が求められます。

#### 万博の「招待事業」に関わる府教委との確認事項、

大教組は 2023 年度 12 月 20 日の対府交渉で下記の確認を行っています。

- ・学校行事としての万博への参加はあくまでも学校ごとに判断するものである。
- ・「万博教育プログラム」など関連の取り組みも参加や実施は各学校で判断するものである。

# いつまで続ける!?「学校園活性化事業の校内研究」 校内研究、研修の新しいカタチ **本来の**

## 無理なく、先生が学びたくなる校内研究、研修を

枚方では約 25 年前から校内研究を市教委の「学校園活性化事業」として実施させています。事前計画を学校から提出させる、外部講師を呼んでその助言や指導を受けながら全校で研究し授業改善、教育活動の改善に取り組む、研究成果を発表し研究成果の報告を作成する。というものです。

### 現場とかみ合わない「やらされ感」「発表のための授業」「負担感」

全国的にも、校内研究は、国や府、市教委の研究指定とともに、年間を通じた大きな取り組みですが、一方で「意義が十分理解できず、やらされている感じ」「研究発表のために作りこんだ授業」「負担感が大きい」という声も現場からよく聞かれます。

枚方市教委も外部講師を招いた研修研究を推奨し、事業の評価基準にあげていたこともありますが、外部講師や市教委からの事前指導、研究協議が現場の実態や教員の実感とかみ合わないと、上記のような声も現場からきかれます。

教育委員会や外部講師がそれぞれ「大所高所」の視点から先進的な取り組みの意義や重要性を強調して、指導・助言すればするほど、現場との意識の違いが際立つこともあります。

### 「先生も子どもも楽しい」新しい校内研究・研修のカタチ

このような中、3/14付け「教育新聞」では埼玉県蕨市の北小学校の取り組みを紹介しています。(「いつもの授業を自然体で 教員が幸せになる、蕨市立北小の校内研究」)

従来の校内研究のあり方を抜本的に改革、①教員が取り組みたいテーマを募ってグループ研究、②研究授業は普段通りの授業を見てもらう、③教員同士や子どもとの対話を増やすことを重視しています。

この取り組みでは遅くまで残ったの研究授業の準備、発表の試行授業の負担などもなく、おおくの教員は 6 時には退勤する中で取り組めたとされます。

取り組んで先生たちからも、「(以前は)準備に準備を重ねた「研究のための研究」でつらかった、成果至上主義で続けられないイメージがあった」として、「先生も子どもも楽しい」「研究時だけでなく、ずっと使える」という声が聞かれているとされます。

校内研究にかかわったベネッセ教育総合研究所の庄子寛氏は成功の理由を「校内研究の本来の目的に立ち返ったこと、従来の形式に縛られなかったこと」と指摘しています。

### いつまで続ける「学校園活性化事業」の校内研修

#### 従来の形にとらわれず、本来の在り方に立ち返った校内研究に

文科省は、「教え込む」ことから「自ら学び考える」授業への転換を強調、子ども自身に学習活動をゆだね、自由裁量権を拡大することを学校に求めています。一方中教審も教員研修、校内研究についても、自律的・主体的に学べるようで「研修観の転換」を強調しています。

従来のように、上からの指導や「推奨例を示して」、先進的な取り組みを学ぶように研修させ、研究発表の課題を課すようにしなければ、教員は学ないとする「学校園活性化事業」の根底に流れる、時代遅れの考えから転換すべきです。

記事の訂正 1月30日1933号「枚方教育」中の記事

「能登半島地震支援カンパ 705,995 円」は「105,995 円」の間違いでしたので訂正させていただきます。

# 北河内の府立高校、定員割れ校 5 倍に急増！？ 維新の私学「無償化」拡大で公立高校潰し加速？

## 私学「無償化」拡大で、公立高校の半数近くが定員割れに

大阪の府立高校出願状況で、府立高校の全日制普通科の 32 校(75 校中)が定員割れになっています。昨年の 14 校(78 校中)からほぼ倍増し、定員割れ校が半数近くに迫っています。

北河内の定員割れ校は昨年 2 校(18 校中)が今年度 10 校(18 校中、総合学科含む)へと5倍になる異常な急増となっています。創立 80 年以上の「いちりつ高校」も2020年以来2回目の定員割れになっています。

すでに、北河内の府立高校では長尾、守口東、門真西が対象校になっており、野崎高校は 2025 年に閉校となる茨田高校と野崎高校敷地に統合されることが決まっています。

大阪府は 2023 年度 1 月に、今後 9 校の公立高校統廃合の方針を示し、工業高校 3 校の 2025 年度入試からの募集停止を決定しています。

## 公立高校つぶしとセットの私学「無償化」 私学、保護者にも負担

これは、橋下徹元府知事の時代に議会の過半数を占める維新の会によって成立させられた府立学校条例で、3 年連続定員割れ校を自動的に「統廃合検討校」とされていることが根底にあります。

大阪府の私学無償化拡大は、「負担軽減」として歓迎される一方で、実際には授業料以外の負担が公立よりはるかに大きく、私学の経営も圧迫、保護者子どもと私立高校にとっても、より負担の大きいものといえます。

### 公立予算抑制で教育環境悪化、

府教委関係者はこの事態を受けて公立高校の入試制度の見直しに向けた検討に言及し、「試験日程や受験科目、特色入試の導入など幅広く検討する必要がある」としています。(今夏に府学校教育審議会から制度見直しの答申を受け、早ければ8年度入試から変更するとされます。)

保護者・受験生から見て、私学は施設設備が整っていることが大きな志望要因と言われますが、一方で公立高校は、授業、教育内容が充実していると言われる学校が少なくありません。

しかし、府立高校への予算が抑制され、校舎や設備は老朽化深刻です。公立つぶし政策を転換し、近くの充実した公立高校を拡充すべきです。

## 私学は人件費抑制で質の低下に懸念、大阪私学教員の非正規立 50%超！！

私立高校も、無償化の仕組みで、授業料の上限が定められ、私学側の負担が大きくなることから、生徒を集めることが最優先になり、経費を抑えるために、人件費が削られ、多くが非正規教員を当てざるを得なくなっています。それぞれの建学の精神など、本来の私学教育の在り方が大きくゆがめられかねません。

大阪の私学は教員の非正規率が 50%を超え、全国的にも岡山、福井とともに3府県のみ異常な実態です。さらに私学の非正規教員は労働契約法改訂で「無期転換ルール」によって5年の任用更新の際に希望すれば、無期契約＝正規雇用に転換する義務が使用者に課されています。

私学の中には、このルールを悪用して、1年～3年の任用期限としたり、勤務評定などを理由に挙げて、「雇止め」するケースも少なくありません。

2重3重に、「安上がりの教員雇用」の仕組みが作られることますます、私学教育の質が懸念される状態になっています。

私学無償化の拡大は、保護者負担軽減から必要なことですが、公立高校統廃合とセットにすることなく、充実させていくことが必要です。

全教（全日本教職員組合）の枚方教職員組合のニュースです 枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう